

2017年
12月号

2017年の重要立法を振り返る(上)

執筆者:野村 高志、藤田 直佑、早川 一平

1. 2017年を振り返って

2017年も、昨年に引き続き、外資投資規制の緩和、民商事法分野における実務的な内容の法改正が幾つもなされたほか、インターネット関連で重要な立法がなされました。その中から重要な法令を2回に分けて解説します。今回は、外商投資、民事法、インターネット関連、労働分野に関する重要立法等を取り上げます。

2. 外商投資関連

① 「外商投資産業指導目録(2017年修正)」について

2017年6月28日「外商投資産業指導目録(2017年改正)」(以下「新目録」といいます)が発表され、2017年7月28日から施行されました。今回の改正は、1995年に初めて「外商投資産業指導目録」が発表されて以来、7回目の改正です。

以下では「外商投資産業指導目録(2015年改正)」(以下「旧目録」といいます)からの改正点等について簡単に紹介します。

(1) サービス業、製造業、採鉱業等の外資参入規制緩和

新目録は、旧目録と比較して、外資参入規制を更に緩和しました。具体的には、旧目録では93項目の制限措置が含まれていた(奨励類において持分割合の要求を設けた項目が19項目、制限類では38項目、禁止類では36項目)のに対して、新目録では30項目の制限措置が削除され、63項目(うち、制限類は35項目、禁止類は28項目)とされています。

内容面では、サービス業、製造業、採鉱業等を中心に規制緩和が進んでいます。

サービス業については、道路旅客運送、外国船貨物の検数、信用調査・格付サービス、会計・監査、大型農産品卸売り市場建設及び経営、総合水利中枢の建設及び経営等の外資参入制限が取り消されました。

製造業については、軌道交通運送設備製造、自動車電子バスネットワーク技術、電動パワーステアリングシステム電子コント

本稿は、みずほ銀行発行のMizuho China Monthly(2017年12月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

ローラの研究開発及び製造、新エネルギー自動車のエネルギー型駆動用バッテリーの製造、オートバイの製造、海洋工事装備(モジュールを含む)の製造及び保守、船舶の低・中速度ディーゼルエンジン及びクランクシャフトの製造、民間用衛星の設計及び製造並びに民間用衛星ペイロードの製造、大豆油、菜種油、落花生油、綿実油、茶油、ひまわり油、パーム油等の食用油の加工、米・小麦粉・砂糖の加工、とうもろこしの高度加工、バイオ液体燃料(燃料アルコール、バイオディーゼル)生産等の領域に関する外商参入制限が取り消されました。また、「同じ外国企業が中国国内で純電動自動車生産を目的とする合併企業の設立は 2 社を超えてはならない」という制限が取り消されました。

採鉱業については、オイルシェール・オイルサンド・シェールガス等の非在来型石油・ガスの探査・開発、貴金属(金、銀、プラチナ)の探査・採掘、リチウムの採掘・選鉱、モリブデン、すず(合成物を除く。)、アンチモン等の希少金属の精錬等の領域の外資参入制限が取り消されました。

(2) 外商投資ネガティブリスト

2016 年 9 月に外商投資に届出制を適用する改革が開始された当時は、専用の「ネガティブリスト」が発表されたわけではなく、発展改革委員会及び商務部が発表した 2016 年第 22 号公告により、旧目録中の制限類、禁止類、奨励類のうち外資持分割合又は高級管理職の制限等を設けた規定を参照することとされていました。

新目録は、目録の構成を改善し、2015 年の目録における奨励類の中の持分制限の要求のある項目及び制限類・禁止類の項目をまとめ、全国範囲内で実行される外商投資特別管理措置(ネガティブリスト)として整理しています。

(3) 内外資同様の制限性措置を削除

外商投資ネガティブリストの導入により、新目録において、内資と外資が同様に制限を受ける場合については列挙されないこととなりました。

具体的には、旧目録中の制限類における大型テーマパークの建設・経営、小規模電力網の範囲内で単機容量が 30 万キロワット以下の石炭焼却蒸気凝縮式火力発電所及び単機容量が 10 万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮式・抽出式両用ユニット熱電併給発電所の建設・経営の項目が削除されました。また、禁止類における「野生薬材資源保護条例」及び「中国稀有・絶滅危惧保護植物名簿」に列挙されている漢方薬材料の加工、象牙の彫刻、虎骨の加工、大規模網の範囲内において単機容量 30 万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮式火力発電所及び単機容量が 20 万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮式・抽出式両用熱電併給発電所の建設、運営、自然保護区及び国際的に重要な湿地の建設・経営、ゴルフ場・別荘の建設、軍事施設の安全及び使用機能を侵害するプロジェクト、賭博業(賭博類の競馬場を含む)、風俗業等の項目が削除されました。

削除された内容については、規制緩和がなされたわけではなく、内資・外資が同様の規制に服するという点ですので、今後は、「外商投資産業指導目録」のみならず、一般的な制限措置を確認する必要がある点には留意が必要です。

3. 民事法関連

① 「民法総則」(主席令 66 号、2017 年 3 月 15 日公布、同年 10 月 1 日施行)

2017 年 3 月 15 日、第 12 期全国人民代表大会第 5 回会議の審議を経て「民法総則」は採択、公布され、2017 年 10 月 1 日から正式施行されました。今回の「民法総則」の制定は、2020 年 3 月を目標とした民法典編纂作業の一環と位置付けることができます。

「民法総則」は、全 11 章 206 箇条から成り、章立てでいうと、基本規定、自然人、法人、非法人組織、民事上の権利、民事法律行為、代理、民事責任、訴訟時効、期間計算、附則という項目から構成されています。以下では、特に注目されるポイントについて、「民法通則」との比較の観点を中心に紹介させていただきます。

(1) 各論規定の削除

従来の「民法通則」には、債権、保証、抵当権、不法行為、不当利得、事務管理等民法各論に位置する規定が含まれていました。この点、「民法通則」施行後に、「契約法」、「物権法」、「担保法」、「権利侵害責任法」、「涉外民事関係法律適用法」等が制定され、「民法通則」の民法各論的な規定の必要性が減少しました。そこで、「民法総則」は、「民法通則」と比較し、民法各論的な内容を削除するに至っています。

(2) 法人の分類

中国の社会の発展と経済の高度成長に伴い、新たな組織形態が出てきました。これに伴い、従来の「民法通則」における下記 4 分類では適応が困難になってきております。かかる状況に鑑み「民法総則」では、従来の 4 分類に代わり、新たに営利法人、非営利法人、特別法人という 3 分類を設けました（「民法総則」第 57 条乃至第 101 条）。

民法通則	民法総則
企業法人	営利法人：中国法人が株主又は他の出資者に分配することを目的とする法人
機関法人	非営利法人：公益目的又は営利を目的としない法人
事業単位法人	特別法人：農村集団経済組織法人、都市・鎮・農村の合作経済組織法人及び基層
社会团体法人	大衆性自治組織法人

(3) 非法人組織

中国の社会発展に伴い、法人資格のない組織が自己の名義により民事活動を行うに至っています。かかる状況に鑑み「民法通則」は、法人格を有しないけれども法により自己の名義によって民事活動に従事することのできる組織として非法人組織を認めるに至りました（「民法総則」第 102 条乃至第 108 条）。

(4) 代理

経済活動の発展により、代理活動は更に複雑化しており、取引の安全を保護するために代理行為制度の整備が必要となりました。そこで「民法総則」は、代理について専門の章を設け、代理に関する一般的なルールを制定しています（「民法総則」第 161 条乃至第 170 条）。

「民法通則」との比較では、①代理人が代理権を濫用して相手方と通謀した場合の民事責任（第 164 条）、②違法な代理行為とその効果（第 167 条）、③自己代理と双方代理の禁止（第 168 条）、④復代理の要件と責任（第 169 条）、⑤法人・非法人組織の職務代理（第 170 条）について新設しています。

(5) 訴訟時効

訴訟時効とは、民事上の権利に対して侵害を受けた権利者が、時効期間内に権利を行使しなかった場合、人民法院がこれを支持しない（民事訴訟を通じた保護が受けられない）とする制度です。訴訟時効の期間満了後、義務者はその義務の履行を拒絶することができますが、権利者の訴訟を通じた請求権の行使に障害が生じるのみであり、実体法上の権利そのものが消滅するわけではない（相手方からの任意の履行は受領できる）点で、日本の民法の消滅時効とは異なります。

「民法総則」は、かかる訴訟時効について、その期間を 2 年から 3 年に延ばした他、「民法通則」上不明確であった事項について、明らかにしています。以下、「民法通則」からの変更点について、比較する形で整理します（「民法総則」第 188 条乃至第 199 条）。

変更内容	民法通則の規定	民法総則の規定
訴訟時効期間	2 年	3 年
訴訟時効期間の起算日	権利の侵害を知り、又は知り得た時から起算する。	権利が損害を受けていること及び義務者を権利者が知り、又は知るべきであった日から起算する。
人民法院の職権による適用	規定なし。	人民法院は、訴訟時効の規定を自ら進んで適用してはならない。
訴訟時効中断事由	訴訟の提起、当事者一方による要求の提出、当事者の一方による義務履行の承諾により中断する。	① 権利者が義務者に履行請求を提出したとき ② 義務者が義務の履行に同意したとき ③ 権利者が訴訟を提起し、又は仲裁を申立てたとき ④ 訴訟の提起又は仲裁の申立てと同等の効力を有するその他の事由
訴訟時効期間中断後の起算点	訴訟時効期間は、中断の時から改めて計算する。	中断又は関係手続が終結した時から、訴訟時効期間は改めて計算する。

訴訟時効を適用しない請求権	規定なし。	① 侵害停止、妨害排除及び危険除去の請求 ② 不動産物権及び登記された動産物権の権利者による財産の返還請求 ③ 養育費又は扶養費の支払請求 ④ 法により訴訟時効を適用しないその他の請求権
訴訟時効に係る約定の効果	規定なし。	訴訟時効の期間、計算方法及び停止・中断の事由は法律によって定め、当事者の約定は無効とする。訴訟時効の利益についての当事者の事前放棄は、無効とする。

4. インターネット関連

① 「中華人民共和国インターネット安全法」(全人代常務委員会 2016 年 11 月 7 日公布、2017 年 6 月 1 日施行)

中国の全国人民代表大会の常務委員会は、2016 年 11 月 7 日に、インターネット上の監督管理及び個人情報保護等を規定した「インターネット安全法」(以下「ネット安全法」といいます)を公布し、2017 年 6 月 1 日から施行しました。ネット安全法の概要については、2016 年の重要立法を振り返る(下)¹をご参照ください。

ネット安全法の施行とともに、その実施に関する法令、意見募集稿等も公布されています。現時点における重要な関連法令及び意見募集稿は、下表のとおりです。

法 令	公布日・施行日
情報ネットワーク製品及びサービス安全審査弁法(試行)	2017 年 5 月 2 日公布 2017 年 6 月 1 日施行
意見募集稿	公布日
個人情報及び重要データの国外移転に関する安全評価弁法(意見募集稿)	2017 年 4 月 11 日公布
重要情報インフラ運営者に関する安全保護条例(意見募集稿)	2017 年 7 月 11 日公布
国家標準「情報安全技术データの国外移転に関する安全評価ガイドライン」(意見募集稿)	2017 年 8 月 25 日公布

上表の法令及び意見募集稿に共通する実務上の関心事項の概要は、以下のとおりです。

(1) 情報ネットワーク²及び情報ネットワーク運営者の定義

ネット安全法に規定する「情報ネットワーク」とは、コンピューター又は他の情報端末及び関連設備が一定の規則に基づき構成した情報収集、保存、転送、交換、処理のシステムをいいます。当該定義によれば、政府機関、会社等で使用される情報処理内部ネットワークシステムは全てネット安全法上の「情報ネットワーク」に該当すると思われます。

また、「情報ネットワーク運営者」とは、「情報ネットワーク」の所有者、管理者及び情報ネットワークサービス提供者³をいい、情報処理システムを持っている会社は全てネット安全法の適用対象となる可能性が高いと思われます。

(2) 重要情報インフラ運営者の範囲

情報ネットワーク運営者のうち、重要情報インフラ運営者に該当する場合には、厳格なネットセキュリティ義務が課されています。

「重要情報インフラ運営者に関する安全保護条例(意見募集稿)」(以下「重要情報インフラ運営者条例(意見募集稿)」)といたすによれば、以下の業界の単位⁴が運営するインフラにつき、重要情報インフラの対象とすべきとされています⁵。

¹ https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_201702_cn.pdf

² 原文は「ネットワーク」と規定されています。

³ 「ネット安全法」第 76 条をご参照。

⁴ 単位とは、会社を含む経済組織を意味します。

⁵ 「重要情報インフラ運営者条例(意見募集稿)」第 18 条をご参照。

- 政府機関及びエネルギー、金融、交通、水利、衛生医療、教育、社会保障、環境保護、公用事業等業界の単位
- 電信ネットワーク、ラジオテレビネットワーク、インターネット等情報ネットワーク、及びクラウドコンピューティング、ビッグデータその他大型公共情報ネットワークサービスの単位
- 国防科技工業、大型装備、化工、食品薬品等業界の科学研究生産単位
- ラジオ放送、テレビ放送、通信社等新聞単位
- その他の重要な単位

なお、具体的な認定に関するガイドラインは現時点において公表されていません。かかるガイドラインの正式公表後に、各業界の政府主管部門が重要情報インフラの認定を行う予定とのことです。

(3) 個人情報及び重要データの国外移転

ネット安全法によれば、重要情報インフラ運営者には中国国内で収集及び発生した個人情報及び重要データを中国国内で保存する義務があります。もっとも、関連規定に基づく安全評価手続⁶を経た場合には、業務上の理由で個人情報及び必要データを中国国外に移転可能です⁷。

個人情報はネット安全法に明確に規定されていますが⁸、重要データはネット安全法上明確な規定がなく、データ移転安全評価国家標準(意見募集稿)によれば、中国国内で収集、発生した以下 2 つの要件を充足する情報は、重要データと認定できると規定されています。

- ① 国家秘密と関係せず、国家安全、経済発展及び公共利益と密接な関係があるデータ(原始データ及び派生データ)
 - ② 授權を得ずに、開示、紛失、濫用、改ざん若しくは廃棄集合、整合、分析された後、以下の結果を招く可能性があるデータ
- 国家安全、国防利益を危害し、国際関係を破壊する
 - 国家財産、社会公共利益及び個人の合法利益を損害する
 - 経済及び軍事スパイ、政治的浸透、組織犯罪の予防及び攻撃に影響を与える
 - 行政機関による違法、職務怠慢又はそのおそれがある行為に対する調査、処理に影響を与える
 - 監督管理、検査、監査等行政活動及び政府部門の行政行為を妨害する
 - 国家重要インフラ、重要情報インフラ、政府システム・情報システムの安全を害する
 - 国家経済秩序及び金融安全に影響を与える又は危害を招く
 - 国家秘密又はセンシティブ情報を分析できる
 - 国家政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科技、情報、生態、資源、核施設その他の国家安全事項に影響を与える又は危害を招く

なお、「データ移転安全評価国家標準(意見募集稿)」に、各業界に対して、具体的な重要データを詳細に列挙しています⁹。

② 「情報ネットワーク製品及びサービス安全審査弁法(試行)」(国家互聯網信息弁公室 2017 年 5 月 2 日公布、2017 年 6 月 1

⁶ 安全評価手続は、原則として自主評価を実施しますが、一定の場合には、主管部門が安全評価を実施します。

⁷ なお、「個人情報及び重要データの国外移転に関する安全評価弁法(意見募集稿)」及び「国家標準『情報安全技术 データの国外移転に関する安全評価ガイドライン』(意見募集稿)」(以下「データ移転安全評価国家標準(意見募集稿)」といいます)に、重要情報インフラ運営者だけでなく、全ての情報ネットワーク運営者が中国国内で収集及び発生した個人情報及び重要データを国外移転する場合に安全評価手続を行わなければならない、と規定されていますが、議論があるところであり、最終的に全ての情報ネットワーク運営者まで安全評価義務が課せられるかは現時点では不明です。

⁸ 「ネット安全法」第 76 条(五):個人情報とは、電子又はその他の方式により記録された単独で又はその他の情報と結合して自然人個人の身分を識別できる各種情報であり、自然人の姓名、生年月日、身分証明書番号、個人生物識別情報、住所、電話番号等を含むがこの限りでない。

⁹ 「データ移転安全評価国家標準(意見募集稿)」副録 A をご参照。

日施行)

情報ネットワーク製品及びサービス安全審査弁法(試行)は、ネット安全法に対応して制定され、情報ネットワーク製品及びサービスの国の安全審査(以下「ネット安全審査」といいます)の枠組みを構築しました。当該弁法には、審査対象、審査内容、審査機関等が規定されています。概要は、下表のとおりです。

<p>審査対象</p>	<p>以下の 2 つの要件に該当する場合に、該当情報ネットワーク製品及びサービスがネット安全審査の対象となる。</p> <p>① 対象: 国家安全に影響を及ぼす可能性のある情報ネットワーク製品及びサービス(以下「製品及びサービス」といいます)であること(第 2 条)</p> <p>② 購入者: 製品及びサービスの購入者が、重要情報インフラ運営者であること(第 10 条)</p>
<p>審査内容</p>	<p>➢ 主に製品及びサービスの安全性・コントロール可能性を審査する。具体的には以下の事項が含まれる(第 4 条)。</p> <p>① 製品及びサービスの安全リスク、及び違法に支配・妨害され、且つ運行が中断されるリスク</p> <p>② 製品及び重要部品生産、テスト、交付、技術サポートにおけるサプライチェーン安全リスク</p> <p>③ 製品及びサービスの提供者が製品及びサービスの条件を利用して使用者の関連情報を違法に収集・記憶・処理・使用するリスク</p> <p>④ 製品及びサービスの提供者が使用者の製品及びサービスへの依存性を利用し、インターネット安全及び使用者の利益を損害するリスク</p> <p>⑤ その他国家安全を危うくする可能性があるリスク</p>
<p>審査機関</p>	<p>ネット安全審査の主体には、ネット安全審査委員会、ネット安全審査弁公室、ネット安全審査専門家委員会及びネット安全審査第三者評価機構が含まれ、業務分担は以下のとおりである。</p> <p>➢ ネット安全審査委員会¹⁰(第 5 条) 担当: ネット安全審査の重要政策を審議 ネット安全審査委員会の下に、ネット安全審査弁公室を設置</p> <p>➢ ネット安全審査弁公室(第 5 条) 担当: ネット安全審査を実施</p> <p>➢ ネット安全審査専門家委員会(第 6 条) 担当: 製品及びサービス及びその提供者の安全性を評価</p> <p>➢ ネット安全審査第三者機構(第 7 条) 担当: ネット安全審査において第三者による評価を実施</p>
<p>審査方式</p>	<p>➢ 審査フロー:</p> <p>① ネット安全審査弁公室が審査対象を確定¹¹</p> <p>② ネット安全審査弁公室が、ネット安全審査専門家委員会及びネット安全審査第三者機構を組織</p> <p>③ ネット安全審査弁公室が、ネット安全審査専門家委員会及びネット安全審査第三者機構をして、製品及びサービスのネット安全審査を実施</p> <p>④ ネット安全審査弁公室が、審査結果を公布し又は通報する</p> <p>➢ 上記の他、ネット安全審査弁公室が定期的に製品及びサービスを監督し、安全評価報告書を公布する</p>

実務上の注意点としては、重要情報インフラ運営者が上記の法令の適合性を意識すべきことは勿論のことながら、会社自身が重要情報インフラ運営者でない場合であっても、重要情報インフラ運営者に製品及びサービスを提供する場合には、ネットの安全性に関して相手方から上記法令を遵守した製品及びサービスであることの保証等を要求される可能性がある点にも、留意が必要と思われます。

¹⁰ 国家ネット情報弁公室及びその他の政府部門が共同設立。

¹¹ 業界の協会の意見、製品又はサービスの使用者の意見等を参照して安全審査を実施する。

5. 労働人事争議仲裁関連

① 「労働人事争議仲裁弁案規則」(中国人力資源及び社会保障部 2017 年 5 月 8 日公布、2017 年 7 月 1 日施行)

労働仲裁事件の増加に伴い当該事件を効率的に扱うために、中国人力資源及び社会保障部は、労働人事争議仲裁弁案規則(以下「新労働仲裁規則」といいます)を、2017 年 5 月 8 日に公布し、2017 年 7 月 1 日から施行しました。これにより、2009 年に公布施行された労働人事争議仲裁弁案規則は廃止されました。新労働仲裁規則による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 終局裁決事項の具体化

終局裁決事項とは、仲裁裁決を終局判断とし、仲裁裁決後の裁判所への訴訟提起を原則として認めない事項をいいます。

終局裁決事項は以下のとおりです。

- ① 労働報酬、労働負傷の医療費、経済補償¹²又は賠償金の請求に関する争議で、その金額が当該地域の最低賃金の 12 ヶ月分を超えないとき¹³
- ② 勤務時間、休憩休暇、社会保険等に関する国家の労働基準を実施する際に生じた争議¹⁴

(2) 簡易処理制度の明確化

以下のいずれかの事由に該当する場合には、簡易処理手続による労働仲裁を実施することが可能です。簡易処理手続とは、仲裁員 1 名が仲裁が行い、仲裁手続を簡略化できる制度をいいます。

- ① 事実が明確であり、権利義務関係が明確であり、争議が大きくない場合
- ② 係争金額が当該本省、自治区、直轄市前年度労働者の平均賃金を超えていない場合
- ③ 簡易処理につき、双方当事者が合意した場合

また、簡易処理手続が適用される案件に関し、被申立人の同意がある場合、仲裁廷が(1)答弁期間を短縮・省略し、(2)電話、書面、FAX 又はメール等の方法で仲裁文書を送達し、(3)証拠提出期限又は審理手続等を調整できる旨規定されました。

(3) 集団労働人事争議の処理手続の明確化

集団労働人事争議とは、労働者 10 人以上が共同で請求する労働争議、又は集団契約の履行に関する労働争議をいい、主に以下の点が明確になりました。

- 集団労働人事争議が生じた場合には、労働者は 3 乃至 5 名の代表を選択し仲裁に参加させることができる
- 集団労働契約の履行に関する労働争議は、労働組合が仲裁を申立てる。労働組合が存在しない場合、上級の労働組合により指導・選出された労働者代表が申立てる
- 仲裁廷は、3 名の仲裁人で組織する

¹² 経済補償には、(1) 労働契約法が規定する競業制限期間中の経済補償、労働契約の解除及び終了の経済補償、(2) 労働契約法が規定する書面労働契約未締結時の賃金の 2 倍の賠償金、試用期間の違法約定による賠償金、労働契約の違法解除又は終了による賠償金を含むと規定されました(「新労働仲裁規則」第 50 条第 2 項)。

¹³ 仲裁廷が案件を裁決する場合、申請者は「調解仲裁法」第 47 条第 1 項の規定に基づき、労働報酬、労災医療費、経済補償又は賠償金を請求し、仲裁裁決に係る金額が、項目ごとに当該地の最低賃金基準の 12 ヶ月分を超えない場合、終局裁決が適用される(「新労働仲裁規則」第 50 条第 1 項)。

¹⁴ 「調解仲裁法」第 47 条第 2 項の規定に基づき、国家の労働基準を執行するにあたり、労働時間、休暇、社会保険等に係る紛争について、終局裁決が適用される(「新労働仲裁規則」第 50 条第 3 項)。

(4) 労働仲裁の管轄が衝突する場合の解決方法の明確化

労働仲裁の管轄が衝突する場合について、以下のとおり規定されました。

- 労働者及び会社が同時に労働仲裁を申し、仲裁管轄の衝突が発生する場合：労働契約履行地の仲裁委員会が管轄する
- 労働者及び会社が同時に複数の労働契約履行地に申立てる場合：最初に案件を受理した仲裁委員会が管轄する
- 労働契約履行地が不明確な場合：会社の法定住所地の仲裁委員会が管轄する

(5) 仲裁文書の送達制度の改善

①会社営業停止等の原因で送達できず、且つ労働者側が10人以上の場合、又は②被送達人が受領拒絶する場合、被送達人の住所に仲裁文書を差置及び貼紙をし、且つ撮影・録画等の方法で記録することにより、差置及び貼紙した日から3日経過したときに、仲裁文書が送達されたものとみなす旨規定されました。なお、当該送達方法の場合は送達証明書は不要です。

6. 終わりに

次回(2018年2月号)は、会社法、反不正競争法、知的財産法、民事訴訟・執行法等に関連する重要立法を取り上げる予定です。どうか良いお年をお過ごしください。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 上海事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表

ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の对外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールドズ法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より上海に駐在。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011年1月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012年3月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016年6月号(No. 1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017年6月)等多数。



ふじた なおすけ
藤田 直佑

西村あさひ法律事務所 弁護士

n_fujita@jurists.co.jp

2009年弁護士登録、2012年上海交通大学国際教育学院卒業、2009-2017年弁護士法人キャストに勤務(うち、2013-2016年まで上海代表処 一般代表に就任)を経て、2017年より西村あさひ法律事務所に勤務。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。



はやかわ いっぺい
早川 一平

西村あさひ法律事務所 弁護士

i_hayakawa@jurists.co.jp

2011年第二東京弁護士会登録、西村あさひ法律事務所に勤務。2013年北京語言大学(語学研修課程)卒業。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニューズレターは、クライアントの皆様の一助に即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200
E-mail: eapg@jurists.co.jp
URL: <https://www.jurists.co.jp>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info.beijing@jurists.jp

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋廣場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info.shanghai@jurists.jp